

財務省における「基金見直し」の取組み

- 政府全体の基金見直しの取組について、財務省においては行政事業レビューにおける外部有識者点検を活用して必要の点検を実施。

府省庁名

財務省

事業名

信用保証事業（基金）

事業の概要

清酒業等安定法第3条第1項第1号に掲げる事業を行うため、清酒業等安定法第6条に基づき酒造組合等からの拠出金と国からの補助金により設置した基金であり、清酒製造業者が清酒の製造に係る資金を金融機関から借り入れる際の債務保証を行う。

国民からのご提案を踏まえた「点検の視点」

- 一定期間ごとに成果指標（KPI）等を検証し、資金配分に反映すべき
- 基金活用に付随する機会費用を軽減すべき

有識者からの主な指摘事項と見直し方針

- 清酒製造は長期間に及ぶ事業資金の確保が必要になるが、日本酒造組合中央会が保証可否の審査を行った上で債務保証を行い、信用力を補完することは、清酒製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保に資するところが大きいと考えている。
- 信用保証基金による債務保証を現状のまま維持する合理性について、必要性、効果及び公平性の観点から、十分な説明を行う必要があると考えている。
- 酒税の保全及び酒類業界の経営の安定化は、総合的な政策をもって行われるべきであり、当該基金による信用保証の枠組みは見直すべきものと考えている。

➡ 国民からの提案を取りまとめた「点検の視点」、「とりわけ基金について踏まえる視点」及び行政事業レビューを踏まえて、信用保証事業基金の効果検証、政策目的・手段、透明性・効率性等が適切であるか、自己点検を実施した。

その結果、中小零細事業者が多い清酒製造業者については、原料の調達を円滑に実施できるよう、その信用力を補うことにより経営基盤の強化を図っていく必要があることを踏まえ、以下の見直しを行うこととしている。

- (1) 令和6年度に創設した米価高騰緊急対策保証について、米の価格高騰等により経営状況が悪化した清酒製造業者に対する重点的な周知・広報を行うこととし、清酒製造業者の資金調達の円滑化を図っていく。
- (2) 清酒製造業者の経営基盤の安定化に向けて、本事業とともに、酒米の安定的な調達に向けた酒蔵と酒米農家との連携強化や酒米農家との連携を生かした商品開発等の取組を支援する事業を併せて実施していく。
- (3) 今後の基金事業の在り方については、成果指標の検証や保証額の推移を踏まえつつ、債務保証の実施に伴い必要となる基金の水準について検証を行っていく。